

町民参画手続の実施状況（令和2年度実績）

対象期間：令和2年4月1日～令和2年6月30日

(1)パブリックコメント

	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1								

(2)アンケート調査

	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1								

(3)モニター制度

	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1								

(4)町民説明会

	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1								

(5)ワークショップ

	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1								

(6)審議会等において意見聴取を行ったもの

	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町自殺対策計画の策定 〔健康福祉課〕	自殺対策計画の策定について、安平町地域福祉総合検討推進会議専門部保健部会員に意見聴取を行うもの。	安平町地域福祉総合検討推進会議保健部会 令和2年4月22～30日（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議）	1号（計画策定）に該当。 有識者である保健部会の会員へ書面会議により意見を聴取し、計画に反映させた。	HP、広報あびらR2.7月号、担当窓口での閲覧

(7)条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由（条例第6条第2項）
1	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例〔教育委員会〕	公定価格上昇に対応する保育料の改正	第3号該当（権利・義務） 判断日：令和2年5月18日	第2項第5号（金銭徴収）に該当のため実施しない。 施行期日：令和2年6月19日他
2	安平町税条例等の一部改正（R2.6議会提案分） 〔税務住民課〕	地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴う、法人・個人住民税、町たばこ税、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の改正など	3号該当（権利・義務） 判断日：令和2年5月26日	第2項第5号（金銭徴収）に該当のため実施しない。 施行期日：令和2年10月1日他
3				
4				

* 条例第6条第2項第3号（緊急に行う必要があるもの）に該当する案件は0件